

第2回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会
議事要旨

日時	令和6年9月13日(金) 13時30分～14時45分	
場所	中津川市環境センター 2階 大会議室	
出席者	委員	八鍬委員、肥後委員、柴原委員、古谷委員、長谷川委員、保母委員、安藤委員、成瀬委員、加藤委員、瀬瀬委員、別府委員、大塩委員、今井委員
	オブザーバー	吉村氏、太田氏、野原氏
	事務局	中津川市 丹羽部長、吉村課長、長瀬所長 恵那市 梅村部長、磯村課長、佐藤課長補佐、平林所長 中津川・恵那広域行政推進協議会 山田事務局長、林課長補佐、西尾係長、阿部係長 株式会社エックス都市研究所 坂田主席研究員、松島主任研究員、長友研究員、メルリーニ研究員
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ(八鍬浩氏) 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中津川・恵那広域ごみ処理施設基本構想の策定について【資料1】 (2) 建設候補地の選定方法の決定について【資料2】 (3) その他 4. 次回の委員会の開催予定について 日時：令和6年11月19日(金)13時30分～ 5. 閉会 <p>～現地視察～ 既存施設の現状について(中津川市環境センター)</p>	

【事前確認】

(司会)

委員会開催前に事務局から連絡いたします。

まず、本日配布資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は事前にお送りさせていただいた3点でございます。1点目は検討委員会次第、2点目は資料1「中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定について」、3点目は資料2「建設候補地の選定方法について」でございます。また、本日お手元に事務連絡資料としまして「先進地視察の日程調整(依頼)」をお配りさせていただきました。資料はお揃いでしょうか。

次に、発言についてですが、記録を残すため、発言の際にはマイクをご使用いただきますようお願いいたします。

なお、傍聴者の皆様へお願いですが、委員会のスムーズな進行にご協力くださいますようお願いいたします。

1. 開会

(司会)

本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。私は、中津川・恵那広域行政推進協議会事務局の西尾と申します。よろしくをお願いいたします。

ただ今から、第2回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会を開会いたします。なお、この会議については「中津川・恵那広域行政推進協議会の会議の公開規程」第3条に基づき、原則公開とさせていただきますので、ご了承ください。

ここで前回欠席されました古谷委員と成瀬委員からご挨拶を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(各委員の自己紹介は省略)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに八鍬委員長よりご挨拶を頂きます。よろしくお願い致します。

2. あいさつ

(八鍬委員長)

皆さんこんにちは。全国都市清掃会議技術部長をしております八鍬といいます。よろしくをお願いいたします。

今回は第2回の検討委員会ということでございます。皆さん闊達な意見交換をしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。また何か疑問に思うところや分からないところがありましたら質問をして、分からないところがないように議論していただけるよう、質問は随時していただければと思います。

それではこれから会議となります。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は八鍬委員長にお願いいたします。

(八鍬委員長)

それでは、会議の進行を務めさせていただきます。

議事に入る前に、事務局より第1回検討委員会の内容報告及び本日の内容について説明をお願いいたします。

(事務局)

中津川・恵那広域行政推進協議会、課長補佐の林と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より7月26日(金)に開催いたしました「第1回検討委員会」について、内容のご報告と、本日、第2回の内容についてご説明させていただきます。

第1回検討委員会は初回の開催でしたので、委員の皆様にご説明いたしました。

そして、建設候補地の選定方法について、一般的な方法として「行政主体型」「公募型」「複合型」があり、それぞれの方法の概要や効果、課題についてご説明いたしました。

そして両市が、先進地視察と協議を重ねた結果として、令和15年度の施設稼働に向けては、地域の合意形成が行われた後に応募していただく「公募型」に挑戦し、早期の候補地選定を目指したいという方針を提案いたしました。

第1回検討委員会では、建設候補地の選定を「公募」で進めたい両市の方針を提案させていただき、選定方法の決定については、本日の第2回検討委員会でお諮りすることとなっています。

本日は、候補地選定方法の検討に関連します、広域ごみ処理基本構想の策定について、基本的な考え方を初めにご説明させていただきます。その後、候補地選定方法の決定についてご審議していただく予定です。

委員の皆さんには活発なご検討をしていただき、候補地選定方法を決定していただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

3. 議事(1)

(八鍬委員長)

それでは、本日の議事に移ります。

3番の議事(1)「中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定について」、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、3番の議事(1)「中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定について」、説明します。

施設整備基本構想は、広域ごみ処理の将来像と進むべき方向性を指し示す「羅針盤」のようなもので、今後、最適な建設用地を選定していく上で重要な意味を持ちます。

後ほど、2つ目の議事で、建設候補地の選定方法を検討、決定していただくわけですが、その前に、建設候補地の検討に大きく関わる基本構想について、策定の目的、定める項目、整理・検討が必要な内容についてご説明いたします。

資料1の2ページをご覧ください。まず初めに、基本構想策定の目的です。

基本構想は、中津川市、恵那市の両市から排出される一般廃棄物を適正かつ安定的に継続して処理するための施設を整備するにあたって、方針と基本的な考え方を取りまとめることを目的としています。

内容については、令和4年3月に締結した「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」の合意内容に基づくとともに、令和4年度、令和5年度の協議内容を参考に整理をいたします。

3ページをご覧ください。

施設整備までの大まかな流れについてご説明いたします。

今年度、令和6年度は、前ページでご説明したとおり、新施設整備にあたっての方針を定める「施設整備基本構想」を策定します。

その後、施設整備基本構想の内容を踏まえ、令和7年度、令和8年度の2カ年で、整備する内容を具体的に定める「施設整備基本計画」を策定します。

その後、令和9年度、令和10年度は発注支援として、施設整備基本計画の内容に基づき、事業者にご工事を発注するための仕様書等を作成し、新施設を建設する工事事業者を選定します。

工事事業者の決定後、令和11年度から4カ年程度は施設整備にかかることを想定しており、令和15年に新施設が竣工する流れになります。

なお、スケジュールの一番上の環境影響評価は、新しい施設を整備することによる周辺環境への影響を調査するもので、概ね3年程度を予定しています。

ただし、このスケジュールは、建設候補地が令和7年度中に決定することを前提としています。

4ページをご覧ください。

次に、基本構想策定の項目についてご説明いたします。

基本構想の内容は、これからご説明します4ページと5ページに示している9つの項目を想定しています。

1つ目の「広域処理の基本方針の整理」では、広域処理となりますので、その意義と必要性、基本方針を改めて整理いたします。

2つ目の「ごみ処理の現状と課題の整理」では、中津川市と恵那市の現状のごみ排出量や処理量等のデータを整理し、処理体制などの課題を抽出・整理いたします。詳細は後ほどご説明いたしますが、令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応についても整理いたします。

3つ目の「ごみ処理技術の動向調査と整理」では、ごみ処理における最新の処理技術の動向を調査・整理します。また、近年の社会情勢も踏まえて、最終処分までを含めた処理システムについて整理いたします。

4つ目の「処理方式の整理」では、2つ目で説明した、ごみ処理の現状と課題を整理したうえで、将来のごみ量を推計し、両市のごみ処理施策を勘案したうえで、施設規模やごみ処理方式を整理します。

5ページをご覧ください。

5つ目の「広域処理土地要件の整理」では、市民が施設へごみを直接持ち込む際の利便性や収集運搬車両の効率性など、広域処理事業地の考え方について整理します。

6つ目の「多面的価値の創出案の整理」では、ごみ処理施設から発生する熱エネルギーなど、施設の機能を生かした多面的価値の創出案を整理します。多面的価値の創出については、後ほど詳細を説明いたします。

7つ目の「施設整備スケジュールの策定」では、新ごみ処理施設を整備するまでのスケジュールについて整理します。

8つ目の「事業主体の整理」では、近年のごみ処理施設の運転管理方法や、ごみ処理事業の主体のあり方などについて整理します。

最後に、9つ目の「概算事業費及び財源計画の整理」では、新ごみ処理施設を整備するうえでの概算事業費及び財源計画について整理します。

6ページをご覧ください。

ここからの内容は、基本構想の内容の中で、建設候補地の選定にも関わる内容となります。

まず初めに、整備予定施設についてです。

資料には、恵那市と中津川市の現在のごみ処理の状況を示しています。

太枠の赤線で囲っているところは、中間処理施設と最終処分場です。

中間処理施設は、家庭や事業所から出る一般廃棄物、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの一部を処理又は再資源化する施設です。

最終処分場は、中間処理施設から出てくる処理残渣を埋め立てる施設です。

新施設につきましては、両市のこの太枠の赤線で囲っている範囲を網羅し、処理するための施設を整備します。

7ページをご覧ください。

次に、ごみの分別・施設規模についてご説明いたします。

現在、恵那市は、RDFといわれる、ごみから固形燃料を作る方式でごみ処理を行っています。

一方、中津川市は、ガス化溶融という方式で処理を行っており、両市で処理方式が異なります。

資料右側に、両市の分別区分の抜粋を示しております。両市の処理方式が異なることから、同じ品目であっても、燃えるごみ・不燃ごみといった異なる分別区分が存在します。今後は、広域処理となることから、分別区分の整理が必要となります。

施設規模については、資料の左側下段、令和4年度に実施した「一般廃棄物広域処理施設整備方針検討業務」において、現時点で想定される施設規模の算定結果をお示ししており、可燃ごみ処理施設は概ね100t/日、最終処分場は約34,000 m²の大きさが必要

と整理されており、概算の敷地面積は50,000㎡、5ha程度と想定しています。

なお、施設規模については、今後、ごみ処理の現状及びごみ処理システムを整理したうえで、基本構想の中で、再度整理を行ってまいります。

8ページをご覧ください。

続いて、プラスチック使用製品廃棄物への対応についてご説明します。

新施設の整備にあたっては、環境省の「循環型社会形成推進交付金」等の活用が考えられますが、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた国の取り組みとして、交付金の交付要件に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえた必要な措置を行っていること、という要件が新たに追加されています。

9ページをご覧ください。

8ページで申し上げました、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について内容を記載しています。

この法律は、令和4年4月に施行され、市町村はプラスチック製容器包装、プラスチック製品など、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

現在、両市ではプラスチック類を燃やせるごみに分類しておりますので、今後、分別区分、処理方法の整理を行っていく必要があります。

10ページをご覧ください。

続きまして、多面的価値の創出についてご説明いたします。

はじめに2つ目の矢印です。令和5年6月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」において、多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進めることが重要とされており、施設整備にあたっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に加え、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習の場としての活用、高齢者を含めた地域住民の福祉の向上等の効果について考慮し、整備を進めることとされています。

1つ目の矢印に戻ります。ごみ処理施設には、ごみ処理機能に加え、自立分散型のエネルギー供給拠点、災害時の防災拠点、資源循環の拠点、環境学習拠点などの機能を持たせることで、地域の魅力向上や課題解決に資する施設として価値を高めていくことができると思っています。

多面的価値の創出については、今後、検討を行いますが、(案)といたしまして、下段に4つの例を示しました。詳しくは次ページ以降でご紹介します。

11ページをご覧ください。

多面的価値の創出の例、1つ目は「災害対策」です。

近年、記録的豪雨等による災害が多発しており、中津川市、恵那市においても災害対策は地域課題の一つと考えております。

ごみ処理施設に非常用発電機を設置することで、万一、外部からのエネルギー供給が途絶えた場合でも施設の自立運転が可能となります。

特に、災害時は災害廃棄物の処理が課題となりますが、迅速な対応が可能となります。

また、避難所等に指定されている公共施設へ電力供給を行うことも可能となります。このほか、ごみ焼却施設に避難所機能を設けることで、防災拠点として活用されている事例もあります。

12 ページをご覧ください。

2つ目は「環境啓発」です。

ごみの適切な分別や減量は、地域の方々の協力が不可欠です。

分別や減量の必要性や施設の機能・役割を理解していただくことで、施設整備について地域の方の関心や協力、参画が確保できると考えられます。

13 ページをご覧ください。

3つ目は「憩いの場」です。

ごみ処理施設も、地域の公共施設の一つに位置づけられるものです。

近年は、地域コミュニティが希薄になっているという課題もありますので、地域の方に気軽に足を運んでいただけるようなコミュニティ形成の場として、市民講座や物産販売など、日常利用いただける設備を設ける事例があります。

14 ページをご覧ください。

4つ目は「地域エネルギー」です。

ごみ処理過程で発生するエネルギーを公共施設などに供給することで、エネルギーの地産地消が実現、地域のカーボンニュートラルにも寄与すると考えられます。

また、ごみ処理施設に EV 充電器を設置することで、移動における脱炭素化の促進、充電中の時間を活用した施設見学・環境啓発が可能となります。

資料の写真は、災害時に電気自動車を活用した災害支援の様子です。こうした、電気自動車を活用した支援も可能となります。

15 ページをご覧ください。

最後に、基本構想の策定手順、スケジュールについてご説明いたします。

後ほどご説明いたしますが、今後の検討委員会は、第3回を11月19日(火)に、第4回を1月10日(金)に予定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

基本構想につきましては、只今ご説明させていただいた考え方を基に素案を作成し、11月19日の第3回、1月10日の第4回委員会で皆さんに検討していただきます。

そして、第4回検討委員会で基本構想(案)を決定していただいた後、市民から広く意見を求めるパブリックコメントを実施し、2月に開催予定の第5回検討委員会で基本構想を決定したいと考えています。

以上で、資料1「中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定」につきまして、ご説明を終わらせていただきます。

(八鍬委員長)

ただ今の議事(1)「中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定について」、ご意見・ご質問等がございましたら挙手の上、発言をお願いいたします。

(八鍬委員長)

今ざっと概要について説明いただきましたので、これから具体的なものがいろいろと入ってきたときにまた、ご意見を頂いて、議論して作っていくというところになるかと思えます。

ちなみに、私は横浜市に住んでおりまして、10月1日からプラスチックの分別が始まります。容器包装は既にやっていますが、プラスしてプラスチック製品の廃棄物についてもまとめて分別収集するということが始まることになっております。

容器包装はやっておりますのでそれ程大きな違いはないですが、こういうところがあるということと、先程も話が出ましたが、これが国から交付金を頂くための交付要件に入っておりますので、これをどうしていくのかというところを、今後考えていかなければならないというところがあると思えます。

(八鍬委員長)

その他、何かご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

<質疑なし>

それではオブザーバーの皆様、ご質問・ご意見等あればお願いします。

(吉村オブザーバー)

7ページの左下に施設の規模が書いてあり、面積が50,000㎡と書いてあります。ここに持ち込んだものを全て処理するという方式だと思えますが、これから候補地を選定していく中で、この50,000㎡が確保できない場合もあるかもしれません。

現在の施設の一部を活用して分類などをすれば、この面積も減ってくると思えますが、そのあたりのお考えは何かありますか。

(事務局)

吉村氏よりお話のありました、50,000㎡を目指していくこと、という点につきましては、広域的な観点から一体整備をした方が効率がよいため、一体整備をした場合の50,000㎡を想定しております。今後、本検討委員会におきまして、その方針についても議論していただく予定であり、その中で焼却と最終処分を切り離すという議論も必要になってくる場合もあると思えますので、検討委員会の中でお諮りして進めていきたいと考えております。

(野原オブザーバー)

4・5ページの、基本構想の項目で1～9の項目が洗い出されていますが、15ページ「委員会検討」の項目は7つしかありません。その数値の違いは何なのかを教えてください。

(事務局)

4・5ページ基本構想の項目は今後、検討していくものとして9項目ご提案させていただきました。15ページとの整合性についてですが、1つ目の「広域処理の基本方針の整理」につきましては、これまでも検討していますので、これについては概ね整理されているということです。6つ目の「多面的価値の創出案の整理」については、今後検討委員会の中でご検討していただく必要のある項目になりますので、15ページの方に加える必要があるということで、修正をさせていただきます。

(野原オブザーバー)

6番「多面的価値の創出案の整理」は、逆に「地域貢献の検討」に該当するのかと思って私は見ていました。1は、今までに検討しているとすると、4ページの3と4が15ページの「処理システムの整理」に統合されている、という整理をしたのか、その上で、この質問していますが、いかがでしょうか。

(事務局)

野原氏がおっしゃられた内容が正しいです。このあたりの整合性が取れていないところがありますので、今後しっかり整理しながら、また11月か1月の委員会に向けてご提案させていただきます。検討していただく項目としては4・5ページでお示した9項目ということになります。

(野原オブザーバー)

それを踏まえて、1番目の「広域処理の基本方針の整理」については、検討委員会のこの場で結論を出すことは、しないということか、それとも議論する、ということなのか。そのあたりの進め方を整理できているか、という点はどうでしょうか。

(事務局)

1番の「広域処理の基本方針の整理」につきましては、令和2年度から広域化の協議が始まっていますが、広域化の意義等はこれまでも整理しておりますので、基本方針の中で案としてお示ししますが、改めて整理をするという意味ではないということで、ご理解いただきたいと思います。

(加藤委員)

基本構想のところで触れられていなかったが、新施設の名称について、この委員会では「広域ごみ処理施設」という形になっていますが、どのタイミングでどのような形で決まるのでしょうか。

6番の「多面的価値の創出案の整理」のところと同じになるかもしれませんが、公募というところで、市民、住民の方のイメージの捉え方が少し変わる可能性がある気がしますので、今、お分かりであればお聞かせ願いたいと思います。

(事務局)

名称等の決め方につきましては、一般的な事例等もありますので、今回委員会の運営支援を担当するコンサルタントのエックス都市研究所に出席いただいていますので、一

般的なお話ということでご回答いただきます。

(エックス都市研究所)

施設の名称というのは本当に最後まで決まらない、決めないことが多いです。ここで言う呼び方、例えば「新ごみ処理施設」なのか「新施設」なのか、そういった統一した名称はあった方がよいと思いますが、それは事務局の方で提供していただけると思います。

具体的な名称につきましては、工事が始まって、施設の姿形が見えたあたりで、市民の皆様から公募して一番良い名前に決めていただくことが多いかと思います。

(八鍬委員長)

他に何かございますか。

<質疑なし>

特に無いようですので、議事(1)「中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定について」は、これで終了します。

3. 議事(2)

(八鍬委員長)

続きまして、議事(2)「建設候補地の選定方法の決定について」、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、3番の議事(2)「建設候補地の選定方法の決定について」ご説明します。

前回、第1回目の検討委員会で、建設候補地の選定方法について、一般的な方法をご紹介しました。そして、両市が協議を重ねた結果として、施設の令和15年度稼働に向けては、地域の合意形成が行われた後に応募していただく「公募型」に挑戦し、早期の候補地選定を目指す方針をご提案させていただきました。

本日、委員の皆様には、建設候補地の選定を公募で進めたいとする両市の方針について、様々な視点からご意見、ご検討いただき、選定方法を決定していただきますようお願いいたします。

それでは資料2の2ページをご覧ください。このページは、第1回検討委員会でお示しした内容です。建設候補地の選定方法について改めてご説明いたします。

公共施設の一般的な建設用地の選定方法は主に3つです。

1つ目は、「行政主体型」です。この方法は行政が主体となり、候補地を選定する方法です。例としては、地図上で法規制などの除外条件を考慮して抽出、公共用地から抽出、既存施設の隣接地から抽出、構成自治体が抽出して推薦するなどです。この方法の効果・メリットは、選定のプロセス、過程を短くできること、収集の効率や災害、経済面等を重視した検討ができることです。しかし、一方で課題としては、候補地の地権者

や地域の理解を得るまでには、時間を要するということがあげられます。

2つ目は「公募型」です。この方法は、行政側で条件を設けて、公募により候補地を選定する方法です。例としては公募要件を設定し、公募を募るものです。この方法の効果・メリットとしては、地域との協定締結が速やかに行えること、地域合意のうえで施設整備ができることなどです。一方で課題として、応募がないことがある、地域での合意形成が必要なため時間を要する、また不適地と思われる地域から応募が予想されることがあげられます。

最後の3つ目は、「複合型」です。この方法は「行政主体型」に加えて情報の提供を受けて候補地を選定する方法です。例としては、「行政主体型」を基本として検討し、適地がある場合に地域や住民から情報を提供していただきます。この方法の効果・メリットとしては、行政と住民等により多角的な視点で候補地を選定できることです。その一方で課題としては、情報提供の受け方によっては候補地の数が増える場合があり、絞り込みに時間を要することや、行政主体型と同様に候補地の地権者や地域の理解を得るまでに時間を要することがあげられます。

このように、3つの選定方法には効果と課題がそれぞれありますが、いずれの方法においても、地域の理解を得るためには丁寧な説明と時間が必要となります。

その中で、両市は令和15年度の施設稼働を目指しており、限られた時間の中で整備を進めなければならない状況にあることから、地域の理解と協力が得られる「公募型」が、最も優位性のある方法だと考えています。公募の課題である「応募がないことがある」「地域での合意形成に時間を要する」への対応につきましては、次のページ以降でご説明します。

3ページをご覧ください。

建設候補地を「公募」することを市民の皆さんに理解していただくため、事前周知を行います。

他自治体の事例では、周知の媒体は広報誌や新聞・回覧板、地域説明会などの方法がとられています。

周知する内容は、広域施設の必要性、ごみ処理施設の仕組み、地域振興策の事例、検討委員会の検討経過などが挙げられています。

これらは今後、両市間で検討を行い、実施してまいります。

4ページをご覧ください。

応募を促すための公募要件の設定についてご説明します。公募要件は今後、本委員会で検討を行っていただきますが、他自治体の事例を示させていただきます。

応募資格や公募要件については、多くの応募を頂くためにはどのように設定すべきか整理するとともに、地域振興策につきましては提示可能な内容等についてご検討いただきたいと考えております。

5ページをご覧ください。

ここでは候補地決定の流れについてご説明いたします。こちらにお示ししている右の図は、選定手順の一例になります。選定は3段階程度で行われます。

まず初めに、1次選定として、公募要件に適合しているかどうかを確認します。
次に、2次選定として、建設可能な土地であるか確認し、最後に、本委員会で整理する候補地選定のための評価基準に合わせた重みづけ評価により候補地の絞り込みを行います。

6ページ以降は、全国の事例として、平成18年度以降に公募でごみ処理施設の建設地用地を選定していた20件の事例について、応募の状況や候補地の決定状況等を整理した内容をご説明いたします。

左下のグラフをご覧ください。こちらのグラフは応募件数を示したものです。

公募による候補地選定では、「応募がない場合」は大きな課題となりますが、今回整理を行った事例20件すべてにおいては、2件以上の応募がある状況となっています。

事例の中には、住民反対等により候補地が決まらなかった事例4件が含まれておりますが、そのような事例におきましても、3件以上の応募がありました。

また、候補地の決定率ですが、右下のグラフでお示しする全体20件のうち16件において候補地が決定しており、決定率は80%となっております。

7ページをご覧ください。

公募時の公募要件に地域振興策等を実施することが記載されているか整理しました。全国の事例20件のうち、12件、6割の事例で公募時に地域振興策等を実施する内容を記載しています。

地域振興策の内容としましては、地域振興策・まちづくりが半数の10件、地域振興・まちづくり支援以外の整備、防災拠点や環境学習、余熱利用施設が1件、そして、地域活性化及び地域コミュニティの維持・推進等に関する交付金の支給が1件ありました。

続きまして8ページをご覧ください。

ここでは、公募要件に地域振興策の記載の有無と、建設候補地の決定状況について整理しました。

左のグラフでは、候補地が決定した事例16件のうち、10件が公募を実施した際に公募要件に地域振興策等を記載しています。

候補地決定に至らなかった4件の事例では、地域振興策の記載の有無が、それぞれ2件ずつとなっています。

右側のグラフは、地域振興策の記載の有無と応募件数を整理したものです。

9ページをご覧ください。

短期間で地域の合意形成を獲得することも、公募型の課題の一つとなります。

ここでは応募期間と地域同意について整理しました。

全国20件の事例では、応募期間は、1か月から9.5か月の間で設定されています。詳細を左下のグラフに示していますが、公募期間は4か月が最も多く6件、次いで3か月が5件となっております。

また、多くの事例で周辺地域の理解、地権者全員の同意が得られている、または、得

られる見込みがあることを公募の要件としていました。

公募事例の20件以外では、最終的な合意までに1年から3年、長いところでは7年程度かかった事例もあります。

右下に示しているものは、実際に公募を行った大分県日田市と岡山県真庭市の広報誌から公募要件を抜粋したものです。太枠の赤線で囲っているように、どちらも地域の同意や理解が得られること、または、同意を得られる見込みがあることを応募条件の一つとしています。

続きまして10ページをご覧ください。

応募の単位についてご説明します。

ほとんどの事例で、応募は区長、自治会長など、対象地域を取りまとめることができる市民となっていました。このほか、土地の所有者が含まれている事例もあります。

先程と同じ、大分県日田市、岡山県真庭市の公募要件も、応募者の資格は同様の条件となっています。

以上で平成18年度以降に公募でごみ処理施設の建設用地を選定していた全国20件の事例について、整理した内容の説明を終わります。

続きまして、11ページをご覧ください。

検討委員会及び建設候補地選定スケジュールの予定についてご説明いたします。

検討委員会は本日第2回を開催し、建設候補地の選定方法についてご検討いただきます。

今後、第3回委員会を11月19日(火)に、第4回委員会は年明けの1月10日(火)に開催し、候補地選定基準(案)、公募要件(案)を検討していただく予定です。また、同じスケジュールで施設整備基本構想(案)の検討もしていただく予定です。

そして、1月～2月にかけてパブリックコメントを実施し、第5回委員会において基本構想、候補地選定基準、公募要件を決定します。

建設候補地選定は、令和7年4月に公募を開始。公募期間は4か月程度設けることとし、9月に開催予定の第6回委員会で応募地を評価していただき、候補地(案)を決定していただきます。そして、12月までに候補地を決定したいと考えています。

11月から12月に予定しております先進地視察につきましては、第3回委員会の前に実施したいと考えてます。後ほど議事事項の(3)「その他」の中でご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

12ページをご覧ください。

最後にまとめになりますが、中津川・恵那広域ごみ処理施設の整備にあたっては、住民理解を促し、地域合意の上での施設整備が可能な公募型が最も優位性があると考えています。

公募により候補地を募集し、令和7年度中の候補地決定を目指したいと思います。

本日は、公募で候補地選定を行うことの可否についてご議論いただき、方針の決定をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

(八鍬委員長)

それでは説明いただきました「建設候補地の選定方法の決定について」、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

(八鍬委員長)

公募で行きたいという両市のご意見がありまして、私も最初に聞いたとき、やはり応募がないということが結構大きなりスクになるのではないかと思っていました。

それについては両市が検討して事前周知を徹底してやるということになっておりますので、その点に関しては両市に頑張ってください、周知徹底していただきたいと思っております。

(肥後副委員長)

事務局の方からは公募ということでご提案があったわけですが、これまでの他の候補地の事例の件で、20件で80%決定ということで公募がうまく行きそうだという説明がありました。これは純粋な公募なのか、事前にかなり根回しのようなことをやられた上でこのような数字が得られているのかということ、情報があれば教えていただければと思います。

(事務局)

20件の事例につきましては、可能な範囲で問い合わせをしましたが、先進地視察を行った事例を踏まえても、事前に地域へ当たったり、根回し、といったことはされていない自治体ばかりでした。

参考としまして、先進地視察を行った中での事例をご紹介します。

最初、行政主体型ということで候補地を選定したケースでしたが、やはり地元の同意が得られなかったということで、2度の白紙撤回を経験している自治体がありました。白紙撤回を元に反省を踏まえて、その後公募に切り替えたところ応募があり、建設候補地選定がうまくいったという事例です。

建設候補地の選定作業について、行政主体型から始まり、最終的に公募をして建設候補地が決定するまでの年月では、長いところで18年もかかったという自治体もありました。その中で、公募に切り替えたら、どれだけの期間で建設候補地が決まったかというところをまとめてみましたが、ある自治体では全体で18年かかったのですが、公募に切り替えたら4年で何とか建設候補地を見つけられたというような事例もございました。

もう1件、建設候補地の選定に全体で8年を要したケースがありました。ここも行政主体型で2度にわたり建設候補地の決定を断念したところ、そして反省を踏まえて、公募に切り替えたところ、1年2カ月で建設候補地が決定したということをお伺いいたします。

(保母委員)

公募で考えた場合、日田市広報誌や真庭市広報誌にもあるように、条件というものが加味されると思いますが、日田市の資料の「市の中心地からおおむね10km以内」など、

ある程度条件を付けて公募するという形でよいのでしょうか。

(事務局)

両市で協議をしているところですが、公募要件につきましては、事務局（環境部会）の方で素案を作らせていただいて、それを皆様にお諮りします。「このような公募の条件にしていったらどうか」、というご提案をさせていただきたいと考えています。

ご意見を頂きました距離等の点ですが、2市で事業を行うわけですので、大変広大な面積となります。先程申し上げたように、市民の直接搬入や収集運搬の効率性を加味しますと、やはり広域的な視点という考え方で、どこが適地なのかを考える必要があると思います。またこの協議の仕方については、皆様の方でご検討いただきたいということでご提案させていただきます。

(柴原副委員長)

やはり、結局は公募要件の設定が鍵になるのではないかと考えています。その後の流れとして1次選定・2次選定とあり、2次の段階で初めてネガティブチェックが入るという形ですが、これがそもそも要件ではないのかという疑問を持ちました。

ここは駄目、ということを最初から設定しておかない理由についてお聞かせ下さい。

(事務局)

候補地決定の流れについて図でお示ししておりますが、1次選定では公募要件に適合しているか、していないか、というところを審査します。

柴原委員がおっしゃったように、ネガティブチェックは、ここには建てられないのではないか、という土地の条件になります。これについて、2次選定とした理由としましては、まず1次選定では広く、多く応募していただくための条件としております。

そして、応募していただいたところについては、こちらで予め「ここは大丈夫だろう」「ここは少し心配ではないか」といった土地条件について順次調査を行いますので、その情報と照らし合わせて、「ここは無理」というところがあれば「建設不可能」ということで候補地から外していくことを、2次選定から行っていきたい。残った「建設可能」なところについては第3段階として、検討委員会で検討していただく評価基準に照らし合わせて点数化していく「重み付け評価」を行うことを考えております。

(肥後副委員長)

11 ページを見ると「公募要件の検討」と「建設候補地の評価基準の検討」の2つがあります。「公募要件」は今、ご意見が出ましたが、「建設候補地の評価基準」というものでネガティブチェック、2次・3次行っていくという考え方でよろしいでしょうか。

(事務局)

評価基準につきましては、ネガティブチェックも含むと思っています。ネガティブの要件にもいろいろあり、一定の手続き等の対策を取れば建設可能な土地もありますし、あらゆる対策を取っても好ましくない土地もあるため、そこは評価基準を決めさせていただく時には考え方をまとめてご提案させていただきます。

第3回・第4回で検討いただく評価基準につきましては、更に先の第3段階に進んだ際の評価基準を中心にご検討いただきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、建設を断念せざるを得ない土地としては、例えば活断層の直上やレッドゾーンのエリア内といったところが想定されます。一方で、一定の手続きを取れば建設が可能な代表的なものとしては、例えば農地や保安林といったところは、手続き等に時間は要しますが、建設が不可能ではないという評価でまとめていきたいと思っております。

(長谷川委員)

現在のこの西山(中津川市環境センター)ですが、ここは使用済になった場合にはどのような形で残されるのでしょうか。それともこの延長上で造るということはありませんか。

(今井委員)

今の段階では何とも申し上げられませんが、可能性としては、用地を拡張するという選択肢としてはあるかもしれません。ただ公募ということですので、それを地元の方が望まれるかどうかということもあります。

ここをこの後どうするかの話もそこに若干絡んではきますが、基本的には、別のところに建設すれば、跡地を何かに活用するということもあるかもしれませんが、今の段階ではなかなか申し上げられないところです。

(長谷川委員)

後が悪いと新しいところもやはり嫌だという感じになると思います。後がよければ周りの方も安心という、そういう選定の考え方もあると思います。

(今井委員)

おっしゃる通りだと思います。跡地も地元の方が喜ばれるような活用の仕方をすれば、新しいところも決まりやすいということは当然あると思いますので、そういうことも考えながら進めていきたいと思っております。

(成瀬委員)

応募用地の地権者全員の同意について書いてありますが、例えば買取りか賃貸か、また単価によって同意する人もいれば、安いと嫌だという人もいるかもしれません。そういうところはどうかということと、例えば地権者が「うん」と言っても周辺の人は反対するという事例は多いと思いますが、応募要件の中に単価やそういったことについて入れる必要があるのかどうかといった点はいかがでしょうか。

(事務局)

応募要件の段階で土地の価格といったところまでを示すことは想定しておりません。まずここを建設候補地として応募していただくにあたっての同意ということで、そこが最終的に候補地に決まった場合には、地域の方と個別の交渉の話をさせていただきながら

ら、地権者の方とお話をさせていただいて条件を詰めていくということになります。

(八鍬委員長)

事例として、例えば川があり、浸水深さが結構あるような土地に焼却施設を造ったりすることがありますが、普通、そこはやめた方がいいというのですが、それは相当お金がかかるからです。

私が今委員をやっているところで、周辺の皆さんから、河川が氾濫する前に避難できることを確保して欲しいという要望が出されまして、そこにわざわざ造って、もし河川が氾濫するような警報が出たときには周辺の皆さんに来ていただいて結構ですよ、という形にしているところもあります。災害対策の話とも絡むのですが、そういう地域要望が出てきてそのためにやる。ただ、そこはやはり相当盛土をしたり止水対策をしたりするため、相当お金がかかります。それをやってでも、そこに造るにあたっては、地域にそういう要望がある限りはきちんと受けていくということで、今議論をしている施設があります。

それが今回の公募にどのような形で出るのか分かりませんが、地域によってはそんな事例もございます。

(八鍬委員長)

他はよろしいですか。

<質疑なし>

それではオブザーバーの皆様、ご意見・ご質問の方はいかがでしょうか。

(吉村オブザーバー)

公募はいいと思います。公募で決めていただいて、9ページに書いてある最終的な合意形成までに1年から3年であれば、全体のスケジュールに何とか間に合うと思いますが、7年は待てませんよね。

公募が無かった場合も考えられるため、何か水面下で公募を中心としてそのほかのことも考えておかないと、2年後にだめだというときに、それから仕切り直したらまた遅れてしまいますので、その辺を少し考えていただきたいと思います。

(八鍬委員長)

現状で何か考えていることがあればお願いします。

(事務局)

今回公募ということで、決定を頂ければ、まずは応募していただけるように努力するというのが第一だと思います。この早い第2回の検討委員会で公募の方針を決定していただく意味は、来年の4月から公募を始めたいという計画の中で、事前の周知に十分努めたいということがございますので、まずはしっかり汗をかいてご理解をしていただけるように、また地域の方の不安や疑問に思っていることについては細かく対応できるよ

うにしていきたいと思っております。

選定方法につきましては、この検討委員会での検討項目とさせていただきますので、万が一公募が無かったという場合につきましては、検討委員会へご報告をさせていただきます、改めてその後の進み方についてもご相談させていただくことといたします。

吉村氏のおっしゃられたような、他の方法につきましては、ご意見として承りまして、両市の方に持ち帰らせていただきます。

(野原オブザーバー)

公募要件を決めて、公募要件に該当していれば次に進んでいくという中で、最終的な選定段階3において評価する。評価基準と公募要件の2つにより決定していくという流れですが、公募要件を甘くすればたくさん応募が来る可能性はあるでしょうか、例えば中津川市の北の端の方で候補地が出た場合、逆にそこしかなかった場合、重み付け評価では点数は低いですが、そこしかないからそこでやるということは成り立つのかどうか。廃棄物を処分するために必要な経費が、中心部に近いところとは全く変わってくると思います。そうなったとしてもそれを認める形ならばそれで良いが、そもそもそういうところは難しいということであれば、公募要件の中に、資料にあった「中心街から10km」のような書き方をして公募要件で厳しくするという手もあると思いますが、そのあたりをどう考えているか教えてください。

(事務局)

先程申し上げましたように、やはり収集の効率性、市民の持ち込みの利便性といった広域的な視点というのは大事だと考えておりますので、その点は十分考慮した上での公募要件、あるいは評価基準を作っていく必要があると考えています。

野原様がおっしゃったように、そこしかなかった場合にどうするか、という点につきましては、財源や、当然両市の端になれば、中継施設という一時的な受入施設についても検討が必要となるため、評価したうえで、例えば基準点を作ってそれを上回るのか下回るのかという考え方もあるでしょうし、両市がここで本当に広域的な施設としてやっていけるのかということの総合的な判断もあると思いますので、またそういうことも公募要件、評価基準を作る中で整理をしていきたいと思っております。広域的な視点というのは非常に大事だと考えております。

(野原オブザーバー)

分かりました。そのあたりまで考えると、1回の検討でうまくまとまるのかどうかという点が疑問ではありますが、考えは分かりました。

(八鍬委員長)

今のお話で、やはり収集の効率性といった話になると、聞いて回った話ですが、例えば私の住んでいる所の近くでは、大体市境に作る事が多く、市の中心から外れています。その理由は、市境の方が反対が少ないからです。ちょっとどうかとは思いますが、やはりそういう所が多いです。

私が住んでいる横浜市は、市の中央部には焼却施設はございません。広域処理に近い

形でやっております、輸送を使って、中継施設からいろいろな所に持っていくようにしております。北部方面と南部方面に施設が分かれており、市の中央部からは輸送で運んでいくような形が多くなっています。

そこまで考えるのであれば「10km」というところまで入れなくていいのかもしれませんが、その辺りは両市としてどう考えるのか、というところを打ち出していかなければならないと思います。

(八鍬委員長)

他に何かございますでしょうか。

<質疑なし>

それでは議事(2)「建設候補地の選定方法について」は、「公募」で進めたいとする両市の方からご提案がありました。これにつきましては先程私が申し上げましたとおり、公募が無いということが一番のリスクとなりますので、怖いところではありますが、そこは両市に頑張ってもらいたいという条件付きで、そういった中で両市の提案どおり公募で進めるということで、この場で決めさせていただいてよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは公募を進めるということでご異議はないようですので、この場で「公募」ということで決定をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

3. 議事(3)

(八鍬委員長)

それでは議事(3)「その他」について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局より今後、開催予定の先進地視察についてご説明させていただきます。お手元の事務連絡資料「先進地視察の日程調整(依頼)」をご覧ください。

委員及びオブザーバーの皆様にごみ処理施設等を見学していただくため、「佐久市・北佐久郡環境施設組合の佐久平クリーンセンター」の視察を計画したいと考えております。

佐久市・北佐久郡環境施設組合は、佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町の1市3町でごみ処理の広域処理を行っております。構成市町の人口規模は約14万3千人で、日量110トンの処理能力を有しています。

中津川市と恵那市を合わせた人口が約12万4千人、そして現在両市が想定する処理能力は、令和4年度に実施しました「一般廃棄物広域処理施設整備方針検討業務報告書」から日量約100t前後と想定しておりますので、人口と処理能力が比較的同規模の施設としてイメージできます。

また、「佐久平クリーンセンター」は、令和2年度に稼働開始しており比較的新しく、

施設の外観や多面的価値の創出、騒音、振動、臭気への環境配慮等、これから両市が目指す施設整備の検討のイメージをもっていただける機会として実施させていただきたいと考えております。またこちらは建設候補地の選定は公募によって実施されているということです。

視察の時期につきましては、10月～11月の間だと思います。委員、そしてオブザーバーの皆様には大変お忙しい中恐れ入りますが、先進地視察の日程調整をさせていただきますので、報告期限が短く申し訳ございませんが、ご都合の良い日に丸をご記入の上、9月24日(火)までに事務局へFAX又はメールにてご報告をお願いいたします。もし今日この場で日程調整・ご都合が分かっておられる方につきましては、本日ご提出していただいても構いません。よろしくお願いいたします。

皆様からの回答により日程調整をさせていただきます。実施日につきましてはまた改めてご連絡をさせていただきます。遠方の視察となりますので、1日お時間を頂く予定でございます。よろしくお願いいたします。

資料の中に行程表を入れております。遠方ということで、総合庁舎を午前8時15分に出発し、昼からの視察を終えて戻ると午後6時15分頃の到着となりますのでよろしくお願いいたします。

以上で事務局の説明を終わります。

(八鍬委員長)

ありがとうございました。先進地視察についての説明でございました。何かご質問等ございますでしょうか。

こういった施設をご覧になるというのは結構重要だと思いますので、時間があればやはり参加していただくのがよろしいかと思っております。

<質疑なし>

(八鍬委員長)

それでは全体を通して何かご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。オブザーバーの皆様もよろしいでしょうか。

<質疑なし>

それでは議事(3)「その他」については、これで終了します。

4. 次回の第3回検討委員会の開催について

(八鍬委員長)

それでは、次回の委員会の開催について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは4番、次回の委員会の開催予定についてご説明させていただきます。

日時につきましては、令和6年11月19日(火)午後1時30分から、本日と同様で

す。場所につきましても、今回と同様「中津川市環境センター2階大会議室」で開催をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(八鍬委員長)

ありがとうございました。次回の説明がございました。

続きまして、本日の会議終了後の予定について説明をお願いします。

(事務局)

本日、会議終了後、現地視察を予定しております。

場所は、当施設の「中津川市環境センター」でございます。中津川市のごみ処理施設で、平成16年3月の竣工から約20年が経過している施設の現状をご覧いただきたいと思っております。

お時間の許される方は是非ご参加ください。視察の時間につきましては45分～1時間程度を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(八鍬委員長)

ありがとうございました。それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。進行を司会にお返しいたします。

5. 閉会

(司会)

ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を副委員長の柴原尚希様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(柴原副委員長)

柴原でございます。本日は第2回検討委員会にご出席とご議論、ありがとうございました。委員長におかれましては、進行お疲れ様でございました。

今日は基本構想の項目や、選定方法を公募型で行うということが決まったと思っております。次回以降、具体的にその内容や基準といったことの議論が進んでいくと思っておりますので、先進地の事例を見て参考にしながら、深く議論できればと思っております。

今後とも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。今日はお疲れ様でした。

(司会)

ありがとうございました。

これをもちまして、第2回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会を閉会いたします。

皆さまには、長時間に渡り、ご協議いただきありがとうございました。

以上